

会議名称		平成16年度第1回 杉並区情報公開・個人情報保護審議会会議録	
日時		平成16年5月21日(金) 14時～17時00分	
場所		杉並区役所 能力開発センター3階会議室	
出席者	委員	江藤会長 市村委員 遠藤委員 大沼委員 佐々木(庸)委員 長津委員 夏目委員 野辺委員 花柳委員 柳澤委員 門脇委員 小松委員 鈴木委員 藤原委員 佐々木(浩)委員 小幡委員 茶谷委員 青山委員 [18名]	
	実施機関	諏訪地域安全担当課長、北風維持課長、大藤広報課長、松岡指導室長	
	事務局	南方行政管理担当部長、高区長室長 [情報システム課] 中村課長、和久井副参事、藤本管理担当係長、村野主査、 鳥居運用担当係長、伊部開発担当係長、塩畑開発担当係長、山根主査、丸 山開発担当係長、牛山主任主事 [法規担当課・総務課] 牧島法規担当課長、大井情報公開係長、内田主査	
傍聴者		1名	
配付資料	事前	<ul style="list-style-type: none"> 平成15年度第5回情報公開・個人情報保護審議会会議録 平成16年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問 平成16年度第1回情報公開・個人情報保護審議会 報告・諮問関係資料 個人情報保護制度の検討項目 個人情報保護の基本方針 	
	当日	防犯カメラ設置一覧、警察と学校の相互連絡制度(諮問の概要)、個人情報登録票案[警察と学校の相互連絡制度]、「児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」についての実施指針について(通知)案	
次第	1 平成15年度第5回会議録の確定		
	2 諮問・報告事項		
	平成15年度 杉並区情報公開制度実施状況		報告1
	平成15年度 杉並区個人情報保護制度実施状況		報告2
	防犯カメラ設置利用基準届等届出処理システムに記録する個人情報項目について		諮問1
	防犯カメラの設置利用基準届等に関する業務の登録について(新規)		報告3
	防犯カメラの設置及び利用に関する業務の登録・外部委託について		報告4
	防犯カメラの設置及び利用に関する業務の登録・外部委託について		諮問2
	違反広告物除却協力員名簿管理システムに記録する個人情報項目について		諮問3
	違反広告物除却協力員に関する業務の登録について(新規)		報告5
	ホームページの運用システムに記録する個人情報項目について		諮問4
	杉並コールセンター実証実験に関する業務の登録・外部委託について		報告6

	杉並コールセンター実証実験に関する業務の登録・外部委託について	諮問 5
	警察と学校との相互連絡制度に関する業務の登録について(新規)	報告 7
	警察と学校との相互連絡制度に関する業務の登録について(新規)	諮問 6
	警察と学校との相互連絡制度に関する業務の目的外利用について	諮問 7
	警察と学校との相互連絡制度に関する業務の外部提供について	諮問 8
	教育指導に関する業務の登録について(修正)	報告 8
	教育指導に関する業務の目的外利用について	諮問 9
	区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について(継続審議)	諮問 3 5 (15年度より継続)
審 議 結 果	平成15年度 杉並区情報公開制度実施状況	報告了承
	平成15年度 杉並区個人情報保護制度実施状況	
	防犯カメラの設置利用基準届等に関する業務の登録について(新規)	
	防犯カメラの設置及び利用に関する業務の登録・外部委託について	
	違反広告物除却協力員に関する業務の登録について(新規)	
	杉並コールセンター実証実験に関する業務の登録・外部委託について	
	警察と学校との相互連絡制度に関する業務の登録について(新規)	答申
	教育指導に関する業務の登録について(修正)	
	防犯カメラ設置利用基準届等届出処理事務システムに記録する個人情報項目について	
	防犯カメラの設置及び利用に関する業務の登録・外部委託について	
	違反広告物除却協力員名簿管理システムに記録する個人情報項目について	
	ホームページの運用システムに記録する個人情報項目について	
	杉並コールセンター実証実験に関する業務の登録・外部委託について	
	警察と学校との相互連絡制度に関する業務の登録について(新規)	
	警察と学校との相互連絡制度に関する業務の目的外利用について	
	警察と学校との相互連絡制度に関する業務の外部提供について	
教育指導に関する業務の目的外利用について	継続審議	
区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について		

開 会	
会 長	開会のあいさつ

(定足数の確認)	
会 長	<p>議題に入ります。既にご案内しましたように、今日の議題の最後に懸案の諮問 35 があるわけです。この諮問 35 については遅くとも、今年の 10 月ぐらいまでに当審議会としての結論を出しませんと、法律の施行が来年 4 月 1 日になりますので、それにあわせて当区の条例改正ができなくなるという状況にあるようです。</p> <p>そうすると、この諮問 35 についてどうするかということもあります。しかも、手順の問題のほかに、事前にお配りしてありますので、皆様方も検討済みのことと思いますので、今日は相当時間をかけてご意見を承りたいと思います。そのあと、予定されている 7 月、10 月の審議会で結論を出したいと思います。本日もいくつか諮問がありますが、そちらはなるべくスピーディーにお願いし、今日の議事にご協力いただければと思います。</p> <p>会議録の確定に移りたいと思います。いかがでしょうか。</p>
委 員	<p>内容ではないのですが、前回、出席委員のところに私の名前が入っておりません。確か、出席をしたように記憶していますが、訂正をお願いしたいと思います。</p>
法規担当課長	<p>申し訳ありません、訂正させていただきます。</p>
会 長	<p>他になれば確定といたします。</p> <p>では、本日の議案であります報告・諮問事項についての審議に移ります。</p>
区長室長	<p>本日の諮問事項について、ただいまから諮問したいと思います。「杉並区情報公開・個人情報保護審議会」の諮問について、朗読をもって諮問に替えさせていただきます。</p>
(諮問文読上げ)	
(諮問文の手渡し)	
報告第 1 号、第 2 号	
会 長	<p>最初に報告第 1 号、第 2 号について、一括して事務局から説明をお願いします。</p>
法規担当課長	<p>報告第 1 号、第 2 号について説明。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。ご意見、ご質問はありますでしょうか。</p>
委 員	<p>一部開示では不満だという異議が出たものはあるのですか。</p>
法規担当課長	<p>一部情報開示に関する異議申立てはありません。</p>
委 員	<p>一部公開の主な理由、例えば個人情報や行政執行情報、その他公安関係などいろいろあると思います。そのような分類がもしあれば、参考までにお聞かせください。</p>
法規担当課長	<p>分類はしてありませんが、非公開事由としては個人情報がいちばん多いのではないかと、という感想を持っております。</p>
委 員	<p>行政執行情報など、その他に特記すべきものはありますか。</p>
法規担当課長	<p>今、手元に詳しい資料がありませんので申し上げられません。</p>
会 長	<p>他にございますか。ないようですので、報告第 1 号と第 2 号は報告を受けたということにします。</p>
諮問第 1 号、報告第 3 号、報告第 4 号、諮問第 2 号	
会 長	<p>続いて、関連している諮問第 1 号、報告第 3 号、報告第 4 号、それから諮問第 2 号について、一括して事務局からお願いします。</p>

情報システム課長	諮問第1号について説明。
法規担当課長	諮問第2号、報告第3号・第4号について説明。
会長	ただいまの説明についてご質問、ご意見等はありませんでしょうか。
委員	この間、区のホームページを見ましたら、「杉並区の条例制定に向けた区民等の意見提出手続の結果報告について」というページがあり、区の答えとして「区が設置するカメラで録画を行っているものは個人情報保護審議会に諮問しています」という書き込みがありました。今日提出いただいた「防犯カメラ設置施設一覧（審議会資料）」の中で、既に諮問をされている該当するカメラというのはどれなのかご説明いただきたいと思いません。
法規担当課長	正確には、諮問をしているものはございません。ただいまご説明申し上げたとおり、これまで2件、電子計算機室のカメラと自動交付機のカメラについてご報告をさせていただいたというものです。
委員	諮問という文言が間違っているということですか。
法規担当課長	これまで諮問したものはございません。
委員	わかりました。
委員	「設置内容・規模」のところで確認なのですが、区立中学の設置については既に検討済みなのか、その点をお聞かせください。
地域安全担当課長	本年度予算の関係で、小学校を優先に付けさせていただきたいと考えております。中学校については現在のところ、まだ検討には入っておりません。
委員	予定はないのですか。
地域安全担当課長	これから検討いたします。
委員	わかりました。
委員	小学校にカメラを設置していただくというように発表されていますが、設置者は校長先生になるかと思うのですが、モニターはどちらに設置されるとか、細かなことは決まっているのでしょうか。
地域安全担当課長	条例上の設置者は区長になります。防犯カメラ管理責任者ということで、校長先生に管理・運用をしていただく予定ですが、具体的にカメラをどこに付けるかという点については、いちばん効果的で、なおかつ余計な所を映さない場所を、私ども危機管理室と教育委員会とで協議しながら付けていきます。モニターをどこに付けるかというご質問についても、各校の造りによって違ってきますので、それぞれに検討していきませんが、一般の人たちからは見えないような事務室内を想定しています。
委員	先ほど出していただいた設置一覧表の中で、これらは既にすべて設置されているものなのかということが1つです。それから区民センター、集会所、会館などの設置場所なのですが、施設内のどのような所に設置されているのかをお聞きします。

地域安全担当課長	審議会資料に記載されている「防犯カメラ設置施設一覧」については既に設置されているものです。平成16年3月調査の時点で、こちらで把握している部分でございます。区民センターについては、どこの区民センターのどこの場所かというところはそれぞれまちまちです。例えば、地下1階エレベーターホール、第1・第2音楽室、トレーニング室前廊下、各1台の計4台となります。1階については区民事務所ホール、屋外自転車駐輪場、西側出入口廊下に各1台、計3台というように外からの出入りがある部分、室内について設置されています。
委員	それに関連しますが、データの保存期間はどのくらいなのでしょう。
地域安全担当課長	現在、データの保存期間・保存方法等に関しては、区立施設についてガイドラインを策定中です。現在のところ、1週間を予定しています。
法規担当課長	本日お配りした「設置一覧」にも、「記録の有無」というところに記載されているとおり、現在記録をしているのは、JR4駅のコンビニ等に設置の自動交付機のみです。それ以外はモニターで見ている場合がありますが、記録はしておりません。
委員	先ほどの学校のカメラの設置者に関してなのですが、事務事業概要説明書を読むと、「設置者は設置及び利用に関する基準を定め、区長に提出」というようになっています。区長が設置者の場合はどなたが責任者になるのでしょうか。
地域安全担当課長	少しわかりにくいかもしれませんが、区の施設の場合、設置者である区長が区長に提出するという形式になります。実際に区長が全部のカメラを管理するというものではありません。管理責任者を区長が指名、選任いたします。各学校についてはいまのところ学校長にやっていただく予定です。その他、区民センター等職員の配置のあるところについては施設の長、区役所の本庁舎については経理課長というように、個々に決めて区長に届出を行うという手続になっています。
委員	既に設置してあるカメラで記録を取れるようになっているものは自動交付機だけということですが、資料の8頁、の地域区民センター、区民集会所、会館等その他も含まれますが、これからは記録装置も付ける予定があるという先ほどのご説明だったと思います。その中で区民センターや集会所、会館等にも付ける可能性があるということですか。
地域安全担当課長	機械の物理的な予定はまだですが、方向としては記録装置を付けていく方向で考えています。
委員	例えば、これから入口や1階ホールなど、人が出入りする所に記録装置の付いた防犯カメラを設置するとなった場合に、記録の保存期間は1週間くらいを考えていらっしゃるということでした。いろいろな人たちが入ってきますので、どういう集会で来ているとか、集会施設を利用する人たちを監視することにもなりかねないと思われませんか。そうすると、1週間という保存期間についてもう少し考えるということはないのでしょうか。もう少し短くするなどということはないのでしょうか。

地域安全担当課長	<p>1週間としているのは、警視庁の防犯カメラの規定が1週間となっていることを参考にしています。例えば施設に泥棒が入り、泥棒がはっきり映っていたという場合はもちろん防犯カメラとして機能を果たしているわけですので、捜査に役立てるとい形になると思います。ただ、これがあまりにも短い場合、発覚してからカメラの解析まで1日、2日ということになると、ちょっと短いかなという気がします。逆に1週間以上、10日、20日となってくると画像の安全管理、漏出防止等の観点から長過ぎてしまうということで、1週間というようにいま考えているところです。</p>
委員	<p>例えば、犯罪があった。防犯として機能させたい、画像を解析したいというときには、1日や2日あれば十分のような気がするのですが、どうなのでしょう。</p>
地域安全担当課長	<p>例えば、今日泥棒が入って、次の日に発覚するというのがいちばん早い形だと思います。休日等をはさめば、月曜日に出勤してみたら泥棒に入られていたということもありますし、発覚が遅くなる場合もあります。ほかの規定から参照して1週間と予定しているわけですが、所管課としては、1週間は長過ぎるとは認識しておりません。</p>
会長	<p>項目とは関係ない話になってきているように思います。期間をいつにするかというのは、当審議会に直接関係のある問題とは考えられないのです。先ほども言ったように、諮問35号で時間を取りたいと思います。1週間取っていると行政側が言っているわけですが。そうすると、それについてもっと短くしろなどというのは、審議会ですら意見を出してもチェックできることでもない。</p> <p>当審議会の本来の仕事とは離れてしまうのではないかと思います。これに関連する質問であればご遠慮願いたいと思います。よろしいですか。</p>
委員	<p>意見を言っていていいでしょうか。私は監視的に使われるのは嫌だと思いますので、映像の保存期間は1週間では長過ぎると思います。せいぜい2日、3日、そのぐらいで十分ではないかと思います。</p>
会長	<p>他にございませんでしょうか。</p>
委員	<p>報告2と諮問1の関係、報告4と諮問2の関係で、いわゆる個人情報の登録票というものがあり、資料として付けていただいています。いちばん下の欄、「個人情報の記録の内容」で住民記録等の情報、内心等の情報、心身等の情報、生活状況等の情報、社会活動等の情報、財産等の情報とあります。これと実際の資料ではないほう、いわゆる審議会にかけられているほうの記録の中身と、いまの部分とはどのような関係なのでしょう。</p> <p>もう一つ、資料で言うと7頁に「個人情報登録票」というものがあります。9頁にも同じものがあります。そのいちばん下に書いてある、「個人情報の記録の内容」の各項目のところを読み上げたわけですが、そのことと、いま実際に審議会に出されていて、それぞれについてはこういうことが記録されるということよりはるかに多くのことが記録票では記録されることになっています。その関係がどのようになっているのか。</p> <p>もう一つ、登録票のほうのたくさんの個人情報の中身というのは、設置者とカメラの管理責任者にかかわってこういうことを書くという意味なのでしょう。その辺がよくわからないので、もう少し説明をお願いしたいと思います。</p>

法規担当課長	<p>説明不足で申し訳ありませんでした。「個人情報登録票」と報告・諮問案件、個人情報の記録の内容は一致しているものをご理解いただきたいと思います。例えば「住民記録等の情報、内心等の情報、心身等の情報」という網かけのものがございます。これは項目の表示というか、具体的な記録の内容はそこにぶら下がってくるという形です。</p> <p>例えば、7頁に「個人情報登録票」があります。記録の内容に、住民記録等の情報で氏名、住所、電話番号とあります。この業務については氏名、住所、電話番号の3項目を記録するという意味です。この3項目は住民記録等の情報というところに位置づけられることとなります。対象となる個人は防犯カメラ設置者、防犯カメラ管理責任者ということですから、それぞれの氏名、住所、電話番号が登録する項目になるということで、5頁の「記録の内容」と一致するという関係です。</p>
委員	例えば内心等の情報や心身等の情報など、そのほかの網かけの部分がありますが。
法規担当課長	内心等の情報があれば、ここに項目として載ってくるということです。内容の性格というか、分類の項目でして、具体的にこれを収集するということではございません。収集項目はここにぶら下がるという形です。
委員	わかりました。
区長室長	補足します。資料の7頁を見ていただくとわかるのですが、「個人情報登録票」というものが一般的なスタイルとしてあります。いま委員がおっしゃったのは、その中の「個人情報の記録の内容」という項目の中に住民記録等の情報、内心等の情報などいくつかあります。この中で、防犯カメラの設置利用基準に掲げているものは報告3号の5頁で書いている氏名、住所、電話番号しかないということです。要するに「個人情報登録票」という、一般的な帳票のスタイルがこうなっているというようにご理解いただければと思います。
法規担当課長	内容の性質というか、それを分類したというものです。
委員	逆にいうと登録票で、住民記録の情報に「住所、氏名、電話番号」となっています。これ以外は使わないという意味ですか。
法規担当課長	はい、収集しないという意味です。
委員	それならわかりました。なぜ、ほかのところまでというように思いました。
法規担当課長	予め印刷されているというか、そのような様式になっています。
委員	もう1点確認なのですが、いずれにしても、この報告2と諮問1にかかわる個人情報の登録票に書き込まれるものは住民記録等の氏名、住所、電話番号で、いま実際に諮問にかかっているものである。ほかのところは記録がされないものであるという解釈ですか。
法規担当課長	はい、そのとおりです。
会長	取ってしまったほうがいいのかもかもしれません。
法規担当課長	そうですね、分類しているというだけなので。
委員	何か、書かれるのかなと思いました。
法規担当課長	それはございません。
委員	確認ができたから結構です。
会長	ほかにございますか。

委 員	確認ですが、この登録票というのは、これ自体はどこで保管するのですか。
法規担当課長	区役所 2 階の区政資料室で行います。
委 員	文書で保管ですか。
法規担当課長	紙で保存します。
委 員	この形で保存するのですか。
法規担当課長	はい、所管部課ごとにバインダーで綴じて保存します。
委 員	これ 1 枚だけが保管されるわけですか、この中身全部が保管されるのですか。
法規担当課長	この事業についてはこの 1 枚ということになります。
委 員	この形でそれぞれ、個人情報審議会にかかったものという記録になるわけですか。
法規担当課長	そうです。目的としては、情報開示請求のときの参考と言うのでしょうか。
委 員	インデックス的なものとしてという意味ですか。
法規担当課長	はい。
委 員	これに書き込まれるのかなという印象を持っていました。
法規担当課長	これ以上はもうございません。
委 員	もう 1 度質問します。同じく報告 4 と諮問 2 にかかわるところでは、個人情報の記録の内容は心身等の情報で容ぼう・姿態、音声、あとは始まったときの日にちだけということですよ。容ぼうと姿態というのは、要するに普通の顔写真ということなのですか。
法規担当課長	はい、映った姿・形ということです。容ぼう、姿態、音声は心身等の情報という分類になるのではないかとということで、このような形で記載しております。
会 長	他にありませんでしょうか。
委 員	諮問とちょっと離れるかもしれませんが、こういう時代になってきたのはやむを得ないことだなと思いますが、せめて杉並区だけでも「防犯カメラ」という名称を使わずに、「区民の安全保護カメラ」などとしてはいかがでしょうか。施設に行くたびに「防犯」というのはとても楽しくない。世の中がそうだから仕方がないかもしれないけれども、「区民の安全を守るカメラ」というような名称にしたら心楽しいのではないのでしょうか。
会 長	それは良い提案ではないかと思います。お考えいただきたいと思います。
委 員	せめて杉並区がそういう名称になると、全国も倣うのではないのでしょうか。
委 員	前回の専門家会議の答申案なども見せていただきました。「防犯カメラの有用性に配慮して」という答申案だったと記憶していますが、区報では例えば 4 月 21 日号、昨年 12 月 21 日号で「防犯カメラが犯罪防止のために有用である」、「有用性が高い」という記述があります。どうしてこのように区報に載せてしまったのか、ちょっと理解できずにいます。専門家会議でも「有用性がある」とか、有用性についてはデータがある・ないでかなり議論になって、「有用性に配慮する」という表現にとどめられた経過があります。

区長室長	<p>専門家会議の報告をよく読んでいただければよろしいかと思いますが、まず第1番目に、いまのカメラが犯罪抑止に有用であることをはっきり資料等に基づいて謳っています。にもかかわらず、一方ではプライバシー保護という面をどうするかという問題もあるので、その両立を図っていくということから、こういったカメラの設置にあたってのルールを作っていくというように専門家会議の報告でもいただいていますし、区の広報等でも伝えている内容は決して相矛盾する内容ではないと考えています。</p>
委員	お答えになっていないような気がします。
会長	要するに、区報の記述が問題だというわけでしょう。
委員	はい。
会長	それはこの問題として、ここで議論しても筋違いになってしまうのではないかと思います。あえて言えば、区報等を書かれるときに当審議会の議論等を踏まえて、今後はもう少し丁寧にやっていただきたいということではないかと思います。よろしくをお願いします。
法規担当課長	承知しました。
委員	先ほど会長からもありましたが、会議の進め方に関して、一般的には自由な質疑は結構だと思います。ただ、質疑のあとに意見を言い、またさらに質疑を続けるというのは、一般的には会議の常識に合っていないと思います。その辺は是非、会長のほうでよろしく仕切っていただきたいと思います。これは常識の問題だと思います。
会長	他にありませんでしょうか。なければ諮問1、諮問2は決定、報告3、4は受けたこととします。次に諮問3、4、5と報告5、6が関連していますので、一括してお願いします。
諮問第3号、諮問第4号・諮問第5号、報告第5号・報告第6号	
情報システム課長	諮問第3号について説明
政策経営部副参事	諮問第4号について説明。
法規担当課長	報告第5号・諮問第5号・報告第6号について説明。
会長	先ほどのご意見もありましたし、議事進行の観点から、ただいまの説明について最初に質問をお受けし、後でご意見を承るというように進めたいと思いますが、よろしゅうございますか。
	(「異議なし」の声あり)
会長	それではただ今の説明について、最初にご質問はございますか。
委員	報告6は、収集の目的が閉庁時間の質問に対応するためとなっておりますが、この図ではコールセンターは24時間となっているので、開庁中、コールセンターは利用されないのですか。
政策経営部副参事	開庁中は、主管課にそのまま電話を転送するという形で対応していきたいと思いますが、ただ時間外になりますと、区役所に職員がおりませんので、そのときに最低限の相談内容と名前、電話番号を控えさせていただくというのが、個人情報の登録と外部委託になっております。コールセンターでは、基本的に個人情報を扱わない所と考えています。
委員	コールセンターそのものは24時間、質問の受付はやるのですね。
政策経営部副参事	はい。質問の内容はFAQという形で、事前にこちらでご用意してお渡します。

委 員	諮問3の7頁の保険についてですが、これはどのような保険ですか。
維持課長	ボランティア保険です。
委 員	それは分かりますが、保険の種類が生命保険なのか、傷害保険なのか、国民健康保険なのか。
維持課長	内容的には除却の協力員の傷害保険と、万が一、他人の私有財産を壊してしまったような場合の賠償保険の2種類です。
委 員	資料の18頁のコールセンターの図ですが、主管課からの回答の場合は相手先、つまり質問者に時間を指定して回答するのですか。例えば相手が留守の場合、いくら回答しても通じなくて、後で質問者から、ちっとも返事がこないということになって困るので、回答する時間をあらかじめ指定しておくのか、あるいはファックスで必ず回答するという形を取られるのか、その辺を確認したいのです。
政策経営部副参事	時間内に問い合わせをいただいて答えられなかった場合は、基本的にはその翌日の開庁時間にお電話を差し上げるということで、コールセンターで対応していただこうと考えております。
委 員	資料の17頁の の目的に、「NTT104を活用した自治体コールセンター構築」と書いてあるのですが、こういったものはほかでもあるのでしょうか。
政策経営部副参事	この資料ではNTT104を活用したという形ですが、104の番号をそのまま活用するという趣旨ではなく、104がいままで番号案内で培ってきたノウハウを活用してやっていくものです。実証実験は長崎県の新魚目町で今年の2月に、NPO法人が実施しております。
委 員	7頁の保険加入の問題で、ボランティアグループの方に保険に加入していただくということですが、これは1人ひとりが契約加入するのでしょうか。それと同じ関連でもう1つ。年間の掛け金はいくらぐらいになるのか、教えていただきたいと思います。
維持課長	ボランティア保険については維持課のほうで名簿をまとめ、一括して区が加入いたします。掛け金については、1人あたり年間300円です。
委 員	コールセンターについてですが、私は24時間というのは素晴らしいなと思ったのです。ちょっと前まではセブン-イレブンだったような気がするのです。その後は内部でもう少し頑張ってみよう、折角だから24時間オープンしてみようということだったのでしょうか。
政策経営副参事	ご指摘のとおり、最初は24時間ではなかったのですが、NPO法人と協議し、今回24時間対応という形で実証実験を進めることになりました。
委 員	諮問3と報告5に関係しますが、最後の個人情報の記録の内容で、団体名と団体役員というのが、9番と10番にありますね。これはどういうことですか。あるいは、どうしてこれが必要なのか、ご説明いただきたいと思います。
維持課長	いわゆるトラブルがあった場合の連絡を取るときに、やはり代表の方にもご連絡差し上げる必要があるだろうということで、登録するものです。
委 員	そうすると、ここで記録する氏名、住所、電話番号云々のほかに、その人が所属する団体の代表者のものも取って、それが含まれるということですか。

維持課長	例えばグループ自体が、町会の活動をされている方のグループで入る場合もありますので、そのような場合を想定しているということです。補足させていただきますと、グループ単位で登録させていただきますので、そのグループの代表の方を登録させていただくということです。
会 長	他にご質問はございませんか。ないようですので、それではご意見をどうぞ。
委 員	関係資料の 12 頁と 16 頁に、電算入力記録票というのがありますが、これを拝見していて、大変素晴らしいと思いました。特に 16 頁の審議会の諮問年月日、記録の年月日、更新の経緯、それに対応する項目というのが、非常に明瞭に区民の方に公表されておられるというのは、素晴らしいと思います。杉並区の情報公開が全国ナンバーワンに評価されたそうですが、これらを見ても、まさにその表現であろうと思います。そこで是非、これを税務等、大変項目の多いところでご負担がかかると思いますが、この思想をずっと継続して、手を抜かないようにやっていただくことが、区民のためになるのではないかと考えております。素晴らしい内容ですから、是非継続していただきたいという意見です。
会 長	他にございますか。ないようですので、諮問 3、諮問 4、諮問 5 を決定、報告 5、報告 6 を受けたということにさせていただきます。
諮問第 6 号・諮問第 7 号・諮問第 8 号、諮問第 9 号、報告第 7 号・報告第 8 号	
会 長	次に諮問 6 から諮問 9、報告 7・報告 8 は関連しているかと思しますので、一括して説明をお願いします。
区長室副参事	諮問第 6 号・諮問第 7 号・諮問第 8 号、諮問第 9 号、報告第 7 号・報告第 8 号について説明。
会 長	ただいまの説明について、最初にご質問をお聞きしたいと思います。
委 員	実は私、議会で文教委員をさせてもらっているのですが、文教委員会に報告もなく、いま説明を受けてこの資料をいただいて、しかも 5 月からこれを開始したいということで、とても驚いているのです。なぜそんなに急ぐのか。5 月から開始したいということで、あと何日もないわけですが、なぜこういうことになってきているのか、そここのところをお伺いしたいと思います。
指導室長	いま説明がありましたように、実は東京都の全部の自治体が、各警察署と協定を結んでほしいという話が、東京都教育委員会のほうから 3 月末にありました。東京都教育委員会の考えとしては、4 月中に各区市がこの協定を締結できるだろうという見込みで話がきたのですが、本区も含め、それぞれの区市には個人情報の保護条例等々があり、その精査をきちんとしめないと、協定の締結には漕ぎ着けません。4 月の段階で、いちばん直近の本審議会でご審議いただくということで、これまで準備を進めてきたものです。

委員	<p>いままでになかった学校と公権力である警察とが、問題行動のありそうな小中学生の情報を、直接やり取りするということを含んでいるわけですね。そのことがどうなのか。私からいくつか質問したいのですが、例えば何をもって問題行動と規定するのか。あるいは規定をして警察に行くようなことになった場合、その子が今後どういう行動をするのかということ、ずっと見ていなくてはいけないということが起きるわけです。もし、そうだとすればAならAという人間について、いつも警察なり学校なりがずっと注視していて、さらに問題行動が発展したのかどうかということ、絶えず記録していなくてはいけないし、そのことが絶えず警察のほうにも行くと。実際に犯罪が起きていない子供について、そういうことが起きるわけです。そうすると、それは人権にかかわる問題など、いろいろ複雑なことがかかわってくるように思うのです。とりあえず今の3、4点については、どういうようにお考えですか。</p>
指導室長	<p>これは全国的な話ですが、先ほどの資料の「連絡の具体例」ということで、特に学校内での対応が困難な、例えば深刻な暴力事案や刃物を使った傷害、あるいは援助交際や薬物濫用等、かなり社会的な反響の大きい問題行動というのが、最近の小中学校にも徐々に入ってきています。これまでは警察がかかわる事案であっても、警察から家庭には連絡が行くということ、警察と家庭の</p>
	<p>パイプはできておりました。また家庭と学校というパイプもあったのですが、警察と学校というパイプがなかったがゆえに、例えば何らかで子供が外で警察の関与を受けた際も、学校がそれを知り得ず、それ故にさらに教育の場面で、当該児童生徒への指導が不十分なために、さらに非行が深刻化するということがありましたので、それを事前に予防しようというものです。これはあくまでも健全育成が目的ですから、いまご指摘のように、常に児童生徒を監視するような趣旨ではありません。あくまでも傷が浅いうちによりよい道に戻す、あるいは学校が正確な情報をつかんだ上で、健全育成にあたるという趣旨です。</p>
委員	<p>ここで記録する子供の対象としては、いわゆる児童生徒の非行・問題行動について記録をして、それがあると認定した子供は、それを警察に言うということですね。違いますか。「監視」という言葉が適切かどうかは分かりませんが、そういう子が注意をもってずっと見られているということになると、人権問題にもかかわります。もう一つには、いま室長からお話があったように、刃物を持つなど、事例で出ていたようなことが起きているというのは残念だし、警察の力を借りなければいけないような実態が現実にあるということも、重々わかりますが、そういう記録に載せられた子供が、ずっと追跡的に行動を監視されるようなことになるのか。それから一旦行った記録は、どういうように、いつまで保存されるのか、いつの時点で、もうこれはよしということで抹消されるのか、その辺のことなどはどうでしょうか。私は大変心配しているのです。</p>

指導室長	<p>例えば非行歴のある子供についてラベリングをして、この子は非行歴があるということで、ずっと追跡するというより、むしろその子の健全育成というのが、やはり主たる目的ですから、健全育成のためにその記録を活用するわけです。この相互連絡制度そのものは、あくまでも口頭連絡です。いま資料でお示した相互連絡票というのは、いつ学校が、どの子供について、どういう情報を提供したかという記録を残すものです。この実施指針のほうにも、保存年限は1年に限っており、長期間にわたってその記録が保存されることはありません。もちろんこの個人情報の扱いや秘密保持については、最大限の努力を払って、私ども指導室が学校から事前、あるいは緊急の場合は事後に報告を受けて、いつどの学校がどういうことで情報提供をしたかということを確認につかんで、そういう中で進めていくというように考えております。</p>
委 員	<p>保存期間の問題は1年といっても、1年で問題行動が解消される場合もあるし、そうでない場合もあるわけです。そういうことになると、また1年経ってそこで見て、続けてまたさらに保存して見ることになるわけですか。いまの説明の中にもありましたが、健全育成ということになると、みんな誰もがトータルの、そのことで「ノー」と言う人は、もちろんいないと思うのです。しかし、いちばん最初にもお聞きしたように、何をもって問題行動として記録の対象の子供たちになるのかは、非常に重要な問題ではないかと思えます。その辺のところをもう1回ご説明いただけますか。</p>
指導室長	<p>特に相互連絡制度にかかわる問題行動というのは、学校内の組織だけで解決が困難と思われる問題行動です。具体的には先ほど申し上げたような、深刻な暴力や刃物等を使った傷害、あるいは援助交際、薬物濫用、暴走族等のかなり広域化にわたった組織的な問題行動など、1つの学校の指導というレベルだけでは非常に解決が困難で、指導にも時間のかかるような事案です。こういうものについて、警察と相互に連絡を取り合うものです。</p>
委 員	<p>質問が何点かありますのでお聞きします。1番目ですが、「青少年の非行問題が多様化・深刻化している」という記述ですが、ちょっとイメージが湧かないのです。具体的にどんな状況なのでしょう。これは犯罪が増えているということなのか、凶悪化しているということなのか。またその根拠として、何かデータがあるのかというのが1番目です。それから学校が何を問題行動と認識するかについて、問題行動とは具体的にどういうことなのかということをお聞きしたいのが2番目です。3番目ですが、警察と学校とが連携するということについて、教職員や保護者にはこの問題を議論する場を与えられたかどうかということです。この3点をお聞きしたい。</p>
会 長	<p>いまの1と2の何をもって問題行動とするかというのは、先ほどの質問でも、大体出ているのではないですか。そこまでやり出してしまうと、審議会の枠外だと思うのです。</p>
委 員	<p>では3番目の、教職員や保護者に諮られたかどうか、というところをお聞きしたいと思います。</p>

指導室長	これは、あくまでも学校と警察の相互連絡制度の協定締結に向けてということですので、現時点では教職員、あるいは保護者の皆様に諮る機会というのは持ってありません。
委員	警察から学校に来るのは、捜査権をもって来るのですから、これは当然のことだと思ふのです。犯罪があって来るのですから、とやかく言う筋合いはないですよ。問題は、いま言われたような犯罪があるならば、誰でも告訴告発はできるのですから、学校がやっても構わないのです。ただ将来、犯罪を犯しそうだという人まで自発的にやられるのか。警察に頼んだほうが早いやということ、指導の意味でやるところまでいくと、ここの協定書のようなことだけでやっていいのだろうかという一つの疑問があるのです。ここら辺はどうですか。中学生ぐらいになれば、もう完全に意思能力がありますから、やはり小学校1年生や2年生ですよ。少なくとも中学ぐらいになると、やる以上は事前にしますよという通知をしていく、周知徹底させる必要があるのではないかと思ふのです。小学生なら学校の先生が保護者に話せば、あるいは授業の最中に話せばいいのですが、そこら辺はどういうようにお考えなのか。将来非行に走るような場合までも。
指導室長	将来、仮に非行に走る恐れのあるお子さんについても、これはあくまでも学校教育の範疇で、学校内の指導でやるべきものと考えております。相互連絡制度というのは、かなり深刻な問題行動についてです。具体的には昨年、稲城市の小学生の女子児童が数名、渋谷のほうで監禁されていたという事件がありましたね。ああいうものを想定しています。要するに学校の指導ではある程度限界を越えていると言いますが、警察等々との関係機関と連携を図らないと解決困難とか、より深刻な事件に発展するという事案を想定しております。いま委員からご質問のあったようなことについては、あくまでも学校教育の範疇と考えております。
委員	<p>いまのお話を聞いて、個人情報保護についてここで諮られたことは、私もわかるのですが、ただ、これが初めてなのです。先ほど他の委員の言われた人権ということも含めて、子供たちとはいえ1人ひとりの区民の人権にかかわる問題であるにもかかわらず、議会のほうに諮られなかった。これは今までの教育の制度にプラスアルファして、学校と警察との連携の新しい協定を結ぶという意味で、私はこのあり方そのものについて反対するのではなく、少なくともそういう問題であるならば、やはり区民の代表である議会、具体的には文教委員会に報告をし、そこでの了解なりを踏まえて、ここに出してもらわないと。ここで了解したからと行ってしまったら、私たちの権限を越えていると思ふのです。</p> <p>個人情報の部分はわかります。学校と警察が新たにこういう協定書を結んで、新しい教育のあり方についての前進なのか、より健全にプラスにしてもらいたいと思いますが、制度変革とまでは言わなくても、いままでのあり方を変えようとしているわけですから、ここだけで我々が了解したからということで行ってしまうと、この審議会の権限も越えてしまいます。</p>

	<p>順序としては区議会の文教委員会もあったわけですから、まずそこで報告して、やはり一応区民の代表の了解を得ると。そこは公開されていますから、いま言った立ち上がった問題やその内容は、ある程度質問もできるわけです。ここでは個人情報の部分はできますが、その内容について質疑する場ではありません。手順として、ここでこの問題を了解してしまったら、かえってまずいのではないのでしょうか。進め方として私は、議会の文教委員会なりの了解を得た後に、ここに出すようにしていただいたほうがいいのではないかと思います。</p>
区長室長	<p>教育委員会の考えとして、区の教育委員会はこういった協定書を結んでいくということについては、当然文教委員会にご報告して、ここでは5月となっていますが、日付等については、そういった手続を踏んでいきたいと伺っております。ただ、その前に個人情報保護審議会の中で、個人情報をどうするかという手続を踏んでから、きちんとしたご報告したいという形で、教育委員会では考えていると伺っておりますので、そのことは申し伝えておきたいと思います。</p>
委員	<p>順序が逆ではないですか。基本的なあり方を紹介していないのに、個人情報の部分だけ了解しましたという論議になってしまいます。中身について精査されていないのに、そういう論議に踏み込まざるを得なくなってしまうと、まさにここであり方そのものの論議をしなければならなくなるのです。やはり基本的なところは合意されて、これに基づいた個人情報の部分については、個人情報保護審議会できちんと図って了解を取りますと。今まで出された案は、みんなそうではないのですか。議会にかけるべきものはかけてからこちらに来ていると思うのです。かける前にこちらに来られると、議会の論議をここでやらなければならなくなってしまうので、それはまずいのではないかと思います。</p>
委員	<p>私は小学校PTA連合協議会の代表として来ているのですが、やはりこの内容に対しては、ここで手続上の問題がクリアになったとしても、内容がかなりデリケートだと思うのです。それがここでクリアになったから、あとは報告という形はおかしいと思います。確かに青少年の問題行動は、今すごく問題化されていますし、警察から学校に入ってくる連絡事項というのはよく分かるのですが、学校から警察へ連絡するにあたっては、基本的には犯罪を未然に防止するというのが、第一目的だと思うのです。そのためには今までも民生委員や民生児童委員がかかわってきているわけで、そこを飛び越えたところで、校長先生が警察と連携を持つために情報をリークするというのは、納得がいきません。また個人情報の登録票のほうにも、問題の生徒の非行や行動の態様ということで、あたかも犯罪歴が残るかのような表示は必要ないのではないかと思いますという気がするのですが、いかがでしょうか。</p>
会長	<p>だいぶご意見になってきて、質問を通り越していますね。</p>
委員	<p>順序としては、きちんとその部分が了解されてから、その中における個人情報の取扱いについて、ここに諮問していただければいいのですが、こちらを先にしまって、個人情報保護審議会は了解しましたという形で文教委員会に報告したら、むしろこちらの越権行為になってしまうのではないかと思います。</p>

法規担当課長	<p>私の答えは的外れかもしれませんが、手順は必ずしも常に委員のおっしゃるような形を取ってきたとは言えない部分もあるのではないかと思います。</p> <p>例えば新年度の当初に新規の事業をするということで、条例に基づいて諮問や報告が必要という場合は、通常ですと2月の審議会に諮りますが、それについての予算案や議案は、まだ議会が開かれる前にこちらに諮りすることもあるわけです。</p>
委員	<p>いや、性質が違うのです。犯罪などという話になってきたら、子供であっても区民の権利というところまで含めて、プライバシーというものに抵触してしまうような内容であるがゆえに、その辺は慎重にやらないとまずいのではないかという意味です。何でもかんでも手順がまずいと言っているのではないので、誤解のないように。あくまでもこの問題についてです。</p>
委員	<p>この協定を結ぶのは、教育委員会が出来る権限を持っているのか、あるいは議会の承認を得なければ出来ないのかということです。出来るというのであるならば、私も諮問の対象にしてもいいと思うのです。</p>
区長室長	<p>本件について言えば、教育委員会の権限の中で出来るものと理解しております。</p>
委員	<p>それならば今言われるように、おそらく区の方にも、議会のいろいろな委員会があるのでしょうか。そこら辺でそういう権限があるかないかを争っても、しょうがないということですね。</p>
委員	<p>そこをちゃんとクリアにしましょう。</p>
委員	<p>意見のような質問ですが、私は必ずしも順序は間違っていないと思います。文教委員会に事前に報告したほうがよかったかもしれませんが、我々がいま審議をしている会議は、条例に基づいて決められていますから、任意の審議会ではありません。条例上の審議会というのは、かなり重いものがあると思うのです。いまのお話の中にもありましたが、報告したほうがよかったかもしれないけれど、条例の改正ではありませんから、文教委員会では報告扱いになるわけです。ですから私自身、順序は間違っていないと思いますし、我々の審議会の場合、この諮問を出すにあたって、反対という結論も出せるわけですから、区長にとって見ると相当重い結論です。ですから順序は決して間違っていないです。ただ事前に報告しておけばよかったかなという程度のことだと思います。</p>
委員	<p>そういうことであるならば、ここで審議することは何ら違法ではないということになりますね。諮問の後でその内容がどうだこうだというのは、区議会が議会で大いに論戦すればいいだけではないですか。</p>
委員	<p>先ほど報告になかったのですが、これは教育委員会に、かかったのですか。教育委員会の議題としてやったのですか。</p>
指導室長	<p>教育委員会には諮っています。</p>
委員	<p>いつ諮られたのですか。いつの教育委員会の記録に残っているのですか。</p>
区長室長	<p>日にちについては後でご報告申し上げますが、いま教育委員会の事務局から聞いたところによりますと、4月の教育委員会で、こういったことについて個人情報保護審議会の諸手続を踏んで決定してまいりたいということが、議題として出されたそうです。</p>

会 長	それは教育委員会として了承されているわけですね。それでここへ出てきたのですね。
指導室長	はい。
委 員	表題を見ると、保護条例第 14 条 2 項 4 号とまで謳っているということは、既に区議会において保護条例そのものについて検討済みというように、私は解釈して、ここでこういう問題が出ることは間違いではないという解釈をしているのです。区議の皆さんで既に検討されて、可決した事項ではないのですか。
委 員	そうではないです。
委 員	保護条例そのものと具体的にそれに基づいて出す案件は、いろいろな種類がありますから、それとは違うことです。
委 員	ということは、教育委員会なり文教委員会なりの議題として、この審議会へ答申することも可能になりますね。既に保護条例というのは、議会で可決しているわけでしょう。
委 員	<p>ですから議会の議決が必要な事項でないことは確かだと思います。ただ、こういう情報を収集して記録したりすることが、今ここにかけられているわけですね。そういう意味ではここでの質疑の範囲なり何なりが、自ずと限定されるというか、範囲が決まってくるわけです。しかし、こういう仕組みでいいかどうかということも含めて、その背景について議論することになれば、やはりここでの議論とはちょっと違って、質が変わってくるというか、幅がもっと広がるわけです。折角の自治基本条例ということで、住民も参加しながらやるわけですから、そういう辺りも含めて。そこまで話を進めてしまうと、またいろいろあるかもしれませんが、子供たちにかかわる問題ですので、極めて慎重に扱わなければいけません。</p> <p>先ほど来の事例のようなものは、ほとんど犯罪や事件ですから、残念ながら関わらざるを得ないし、手を借りなければ解決できないことは重々わかりますが、非行なり問題行動なりの児童について、報告し合うこととなりますと、先ほどから私が言っているように、どこまでを通し、どこまでを報告する対象とするのかということとか、やはり非常にデリケートな微妙な問題もあると思うのです。その辺をここで質疑するというのは、場所としてもふさわしくないし、適切な場所ではありません。それを越えてここに来てしまっているの、それは私の解釈ですが。</p>
委 員	諮問に反対すればいいのだ。
委 員	いまのお話ですと、確かに手続上の問題はよく分かります。当然、今回はあくまでも事務上の手続ということ踏まえて考えると、保護条例という大きな枠では、既に議会で決めていて、細部の個々の事務上の手続については、各所管課を通じて審議会へ答申してもいい、という解釈にならざるを得ないと私は思います。
会 長	それは議論が一般論すぎてしまうと思います。

委員	<p>審議会の一般的な受けとめ方でお話させていただきます。諮問される時は実施機関が予定されている予定の業務について、決定を前提としてこの審議会にかかるわけですね。そのときには、私どもは実施機関が実施される業務の中で、個人情報の保護に関するものについて、ここの意見を聞かれるわけですから、議会で決定とか、審議会においてはそういうことは関係ないんですね。それは別にしていなければいいわけです。予定されているもので、決定されているものではありませんから、決定前提の一つとして、審議会の意見を個人情報の保護の観点から聴いていく。</p> <p>だから私どものほうは、決定を前提として個人情報の収集が適当であるか、管理の方法が妥当であるか。そういうことについて実施機関側から説明を聞いて判断していけばいいわけですから、別にこの議案は不自然とは思っておりません。</p>
会長	<p>区の代表者である区議会のメンバーの方々から異論が出たわけですからね。</p>
委員	<p>手続的に間違っていないなら進行すべきなんですよ。後で、あれはけしからんだとか、ああたと言って、それは権限がというか、文句の言えるところが言えればいいわけですよ。ただ、あなたたちがいま言われるような、将来私の所ではとてもじゃないけれども手に負えなくなる、なるかならないか不明朗なものまで、将来よくなるかもわからない、そういう危険性のあるものまでをとするならば、そういうのは相当慎重にしてもらわなければ困りますよと。項目は挙げていいけれども、国会の附帯決議みたいなものですよ。 「3年後には改正しますよ」とこれは一緒ですよ。そういうことが起きないように、慎重にしてもらいたい。そうでなければ、このままでは教育権の放棄になりますよと。そういうことですよ。</p> <p>だから教育委員会のほうも、そういう点をよく考慮して、学校長なり何なりに、相当慎重にやりなさいよということでしたらいいじゃないですか。</p>
委員	<p>個人情報保護についての条例はみんな了解した議題ですが、この業務、警察と学校との相互連絡制度に関する業務というのは、今日初めてここが出た。先ほどおっしゃったように、それは事前に少なくとも文教委員会があるんだから、区民の代表に、そこにこういう新しい業務ですから、誰もいままで想定していなかったわけですから、新しい業務をやりますよという報告もなしで、ここで初めて、私たちは初めて知ってね。で、私の同僚の文教委員は知らないわけです。その知らないのをここで論議して、了解しましたよとなってしまうと。順序というのはそういう意味です。何も議会の決議事項でもなければ何でもありませんよ。でも、新たな業務なのに、しかも、警察と学校という、非常に微妙な、個人は慎重に扱わなければならない、教育にとっては非常に大事なところなんですよ、本当に教育を考えている人にとってみれば。その部分を、教育委員会で、どういう論議がされたかということは、後で聞きたいですけども、論議されたなら、ついこの間、文教委員会があったんです。そこで報告しておいてくれば、私はよかったと思うんですけども、それを忘れたのか、故意にしなかったのか、それはわからないんですよ。日程がなかったわけではないんだから。文教委員会は、確か先週あったでしょう、ということなんです。</p>

委員	<p>ここで我々に思いを言われるならば、文教委員会で教育長に言ったらいいじゃないですか。今後はね、出すときは少なくとも私たちに一言入れてほしい、そうでなければこの審議会が紛糾してしょうがなくなくなるよと、嚴重注意したほうがいいんじゃないですか。</p>
委員	<p>ちょっと説明が足りなかったと思います。審議会では、ここで事務事業を認めているわけではないんですよ。それをやられるときに、個人情報の取り扱いについて、承認しますよという形、そういう形になるわけです。</p> <p>だから、事務事業をやるかどうかは、執行機関側と議会のほうでご相談になられて、いつでもやられればいいわけですね。</p>
委員	<p>議員選出でもありますし、議会運営委員会の委員でもありますので、議会運営上も、今回の手続に対する過失はございません。</p> <p>まあ、できるだけ議会のほうに事前に情報を流すというのは、いわゆる思いやりとか、要するに配慮の問題ですので、そういうのは、例えばここでいま議論されて、ここで決まるかもしれないし、場合によっては否決されるかもしれないし、そういう情報を基に、また文教委員なり議会のほうでも、そういう情報を集めて、どうだこうだという議論をするわけですので、ここも一つの委員会の、これからの審議の糧になるというか、そういうポジションですので、もしここで決められないという方がいらっしゃれば、淡々とこの審議はちょっとできないとか、否決だとか賛成だとかとやっていただければ、それでいいことだというふうに思います。</p>
委員	<p>少し話がズレるかもしれませんが、諮問8の、問題行動に関する情報を協定の目的の範囲内において警察へ連絡ということで、連携をとるのはとても素晴らしいと思うのですが、外部の提供方法に対して、口頭であるのに代わって収集したものを登録するというのは、どうして必要なのでしょう。協力しなければいけないのでしょうか。</p> <p>情報提供する場合は口頭なのに、収集したものに関してはこういう個人情報の登録票に記載されるというのが、ちょっとよくわからないのですが。</p>
委員	<p>いまのは質問ですか、意見ですか。整理してください。</p>
委員	<p>ご免なさい。質問と言いました。</p>
委員	<p>質問はさっき終わってしまったんです。</p>
委員	<p>終わってしまったんですか。</p>
会長	<p>まあ重要な質問みたいですから。</p>
委員	<p>何か話がちょっと全然違う方向へ行ってしまうような気がしたのですが。</p>
会長	<p>口頭でするものを文書で残すのはどういうわけだという。</p>
指導室長	<p>警察と学校の相互連絡は口頭なのですが、先ほど資料をお示したような実施指針の中に、どういう情報を得たか、記録に取っておくということで文書形態ということで、記載してございます。</p>

委 員	<p>私のまた的外れな意見かもしれないのですが、私は悪ガキでした。でもそれで人生の何たるかを知って、私はそれを担任の先生の指導で、私の今日の人生ができたと思って、それはもう本当に感謝しています。</p> <p>私は、子供の心というのはやはりハシカみたいなものがあって、いろいろ悪いことをするときもあるけれども、また素晴らしいときもあるわけです。</p> <p>ですから、一律に警察はどうかというようにストレートに行くよりも、まずいまこの諮問に来ているのは、教育委員会のほうの窓口と学校長の窓口とがあるのですが、保護者の窓口が全くないということ。でもやはり、子供に関しては教育委員会、学校長、また保護者の親御さん、学校教育の中では、それらが全部その子供に関係するわけですね。ですから、やはり本当にこの子供を育成するためにどうしたらいいかということで、みんなそこで話し合っ、それがどうにもならないとき、これはもう社会の常識、枠を越えた児童となってしまう場合は、保護者の依頼に基づいて、学校長の判断に基づいて、教育委員会とともに、じゃあ警察と相談しようじゃないかという段取りでいけば、私は納得がいくと思います。これは的外れな意見だとは思いません。</p>
会 長	いや、本筋だと思いますけどね。
委 員	<p>意見ですがいいですか。私は自分の子供を育てた、あるいはその子供の友達を見てきたくらいの経験しかありませんから、この諮問や報告を見たときは、ちょっと荷が重いと思ひまして、にわか勉強しました。ここにある、「非行」とか「問題行動」、それから、それが凶悪化しているとか深刻化しているというデータは結局見つからなかったんですね。犯罪白書とか、国のデータをあたってみたのですが、見つかりませんでした。</p> <p>それから、少年法で犯罪が発生したときには、これまでも警察と学校とが対応してきましたが、学校内で教師が知り得た生徒の秘密というのは、職務上の守秘義務があって、本人と保護者の同意がない限りは開示できないという法的な根拠があります。</p> <p>日本の犯罪を犯した少年の更生というのは、家裁とか施設がやっているわけですが、犯罪を犯すような子供というのは、非常に過酷な環境に育った子供であって、その子が自分の力で育つようにするためには、その子がどういう環境にあったかということを知り、処方箋を作って、そして温かい気持ちでその子が自分で立ち直ろうとするように仕向けていくのが、日本の少年の更生法だということを、にわか勉強でしたのですが。</p>
	<p>私でこの程度の認識ですから、もしこういう、非常にデリケートな、警察権力を使って子供の問題行動を事前にチェックしようなんていう、かなり怖いやり方ですから、もしそれをするのであれば、杉並区内には少年犯罪に大変尽力なさっている弁護士さんとか、たくさんいらっしゃいますので、そういう方の意見も聞いていただきたい。</p> <p>そして、了承するか否かということで意見を言わせていただければ、いま審議している報告事項、諮問事項については、私は賛成できません。以上です。</p>

会 長	<p>はい、大体もうご意見も出尽くしたかと思しますので、いま反対というご意見が既に出てしまったのですが、いろいろこの問題は微妙な問題があると思うのです。私も、ついこの間まで教育者の一人だったわけですが、自分自身の経験からしても、先ほどそちらの委員の方から出ましたが、大体人間は動物ですから、悪いことをしながらだんだん人間らしくなってくる過程があるのではないかと思うのです。教育委員会のほうも、あまり事務的にはお考えいただかないように、十二分に配慮を尽くした上で、今後進めていただきたいと思うのですが。</p> <p>それで、これについて、賛否の決をとるかどうかという問題があるのですが、これについて伺いたいと思います。</p>
委 員	<p>私も、やはりこういう問題はデリケートな問題だと思いますし、いままで質問、意見を伺っていて、なかなか、どうなんだろうなというご意見の方も多いと思うのです。</p> <p>反対と言った方もいますから、賛否をとるのは最終的にそういうことになるのでしょうけれども、ただ、やはり審議会ですから、できるだけよい形でまとめたほうがいいということも事実ですね。</p> <p>例えば、先ほど他の委員も言われましたが、反対の方はしょうがないですが、仮にまとめようということであれば、その内容は、仮に4人の先生方にお任せさせていただくとして、例えば青少年の今後の育成に十分配慮するとか、そういう文章を入れて、附帯決議的なものを付けてお決めになるのも1つの方法ではないかと思ひますし、私自身はそういうふうに、賛成か反対かということではなくて、そういうふうにしていただければと思います。</p>
会 長	私は、賛否をとった上で、そうしようかなと思ったんですがね。
委 員	順序はどちらでもいいと思います、お任せします。
会 長	そのほうが、よりソフトかもしれませんね。
委 員	<p>私は、やはりこの問題が出た以上は、審議会の立場ですから、子供の将来を欠くような情報の開示をしないで、それで育成に務めてほしい。そのための手段として、こういうことが出てきたのでしょうから、それについてはもっと深く、保護者、教育委員会、学校長、それぞれの意見と子供の意見と、全部をまとめて、それで、この子のためになるには、いちばん大きい筋道はどこなんだというところからやっていただければいいと思います。</p> <p>子供の将来を消しゴムで消すようなことはしないでいただきたい。それだけです。</p>
委 員	<p>私も、先ほど、警察と学校の相互連絡票があるというお話がありましたので、できれば個人情報の登録票に追加登録するというのは、ちょっと慎重に扱っていただきたいと思ひます。</p> <p>前回の学校の事務処理を電算化するということにもお話ししたかと思うのですが、パソコンが学校に支給されるようになると、職員室の中ですが、いろいろな方が開示できるわけですね。そういったときに、その子にレッテルを貼るような情報を個人登録してしまって、それを1年間でも保存するということが、ほかの知らない先生方にもそれがレッテルとして残ってしまうことのないように、慎重に取り扱っていただきたいと思ひます。</p>

会 長	<p>それでは、時間の関係もありますので、どういう文章にするか。あまり長くするのもよくありませんし、皆さん方にいままでのご意見をお聞きした上で、諮問に応ずるといふか、諮問を決定した上で、先ほど委員のご発言もありましたが、附帯決議のようなものを付けて、区長に答申するというところでよろしゅうございますか。</p>
委 員	<p>私はちょっと、ここでは十分な、今いろいろな広い範囲で意見がたくさん出ていますが、そういうことを含めて十分審議することができる場所でもないということで、私はいま会長が提案されたような形であっても、ちょっとこの報告、7番、8番、それから諮問の6、7、8、9ですか、ちょっとそれには賛同することができないというふうに態度を表明したいと思います。</p>
会 長	<p>そういう方もおられてもいいと思います。</p>
委 員	<p>いま会長がおっしゃったのは、附帯決議というのは、業務内容に対する、先ほど言った配慮してくれという、これは業務の内容についてなんです。</p> <p>ここで諮問されているのは、個人情報の扱いの部分なんです。私は業務の内容のあり方については、今後まだまだ、当初想定されているものから、当然いろいろな意見が出て、先ほどあったように、民生委員とか云々とか、現時点の子供たちの健全育成のための体制があって、そこに警察が加わるのに、どういう形で加わっていくのがいいのかというのが、ここにある、ストレートに校長先生が電話をする、それで本当にいいのかとか、いろいろ要素があるものですから、この業務のあり方については、もう少し慎重に検討する、多分していかなければならないし、文教委員会等にいたっては、当然あり得るべきだろうと思うのです。そこと分けないと、この審議会のほうはあくまでも個人情報の取扱いについて、この業務を遂行するに当たって、必要性のある部分についての個人情報保護ということについては、最低限の情報をやる。なおかつ、先ほど出た、本当の個人の、ここに「非行歴」「違反歴」とありますが、犯罪歴というのはわかるけれども、非行歴というのはどこで線を引くかというのは非常に難しいわけです。</p> <p>そういったようなことを、個人の記録に、まさにデータとして残すとなると、これは非常に、担当している教育者の認識の仕方とかというのは非常に難しい問題なので、むしろその部分は、本当に慎重に扱っていただきたい。個人情報審議会で了解されました、だから入れるんだみたいな形になってしまうと、非常に大事な、単に事務的な問題ではなくて、まさに「人権」という問題も含めて慎重に扱ってほしいということを書いていただければと思うのです。</p> <p>業務のあり方については、もっと検討の余地があるので、もう一度検討してもらったほうがいいのかという気はしております。ただ単に協定を結んで、「はい電話で言います」みたいな、非常にこれだけ読むと事務的に感じてしまうもので、審議会は、決してそうではないと思いますけれども。その辺のところですよ。</p>
委 員	<p>ちょっと確認させてもらいたい事項があるのですが、この保護条例14条2項4号と、15条2項3号、これをちょっと読み上げていただけませんか。それだけまず確認させてください。</p>

法規担当課長	<p>個人情報保護条例第 14 条第 2 項第 4 号。第 2 項なんですけど、14 条、前から順に送ってまいりますので、14 条の 1 項が、「実施機関は第 8 条第 1 項の規定により登録された収集目的の範囲を越えて、当該登録にかかる個人情報の利用」、これを「目的外利用」と言います。これをするときには、本人の同意を得なければならない。</p> <p>第 2 項で、「前項の規定にかかわらず実施機関は次の各号の一に該当する場合においては本人の同意を得ないで目的外利用することができる」となっていて、4 つの定めがございます。</p> <p>1 号は「法令に定めがあるとき」となっておりまして、その 4 号は、「前 3 号に掲げるもののほか、審議会の意見を聞いて区長が特に必要があると認めたととき」ということで、このケースに該当します。</p> <p>次に第 15 条第 2 項第 3 号ですが、第 15 条は「外部提供の制限」という規定で、第 1 項で「実施機関は管理している個人情報の区の機関以外の者への提供」、これを「外部提供」と言いますが、これをするときには本人の同意を得なければならない。それで第 2 項で、「その規定にかかわらず実施機関は次の各号の一に該当する場合においては本人の同意を得ないで外部提供することができる」ということで、「法令に定めがあるとき」という規定等があって、「その前 2 号に掲げられるもののほか、審議会の意見を聞いて区長が特に必要があると認めたととき」ということで、これに該当するというものでございます。</p>
委 員	<p>これだけ重要な諮問をする場合には、やはり条例の確認ということで、やはり資料を作って流していただいたほうが確認しやすいのではないかなと思うのです。こんな分厚いものを私は持っていませんからね。そういうふうに思います。</p>
会 長	<p>他にございますか。</p>
委 員	<p>いま条例を読んでもらってわかったのは、これは本人同意以外を認めるという結論なんですよ。要するに、当事者には言わないで、警察に言っちゃうぞというのを、我々が結論を出してしまうということになりますから、これは非常に慎重にしないと。本人に言って、言って聞かないからというのが、普通は教育だろうと思うのだけれども、言わないでこれ、言ってしまってもいいのかということですね。よくわからない。</p>
委 員	<p>同意を、犯罪を犯していて、例えば窃盗を犯してですね。</p>
委 員	<p>いいんです。教育だから、同意ではなくて、「通知」、「本人に通知は最低しろ」とか何とか、入れておいてください。伝えないで、知らない間に警察に言われたというのは、子供にとっては裏切られたという思いになっちゃうんですよ。そういうことを言っているわけです。</p>
委 員	<p>だから、先ほど言われたように、父兄も呼んで、それで最後の引導を渡すと、こういうことですよ。それで、その引導を渡されれば、「もうしませんから」ということで立ち直るかもしれないしね。そこら辺はわかりませんが、そういうことでしょうな。</p>
会 長	<p>もうだいぶ時間が経って、諮問 35 に入れなくなってしまうので。</p>

区長室長	<p>この決定権者、いわゆる協定を結ぶ権限は誰にあるかといったら、教育委員会の教育長です。ただ、それがいずれにしても、決定するに当たっても、教育委員会としてこういった個人情報保護の審議会の手続をきちんと踏んだ上で、どういうふうにやるかということを決めていきたいということで、この流れとして、私どもはこれを諮問しているわけです。</p> <p>それで、この政策的な判断を、協定を結ぶ行為についての全責任は、教育委員会がもつわけです。それについて今後、議会とPTAや学校関係者の方にどうぞ理解を求めたりご説明していくのかというのは、教育委員会の仕事ですが、私どもはこの個人情報保護条例に基づいて、今日諮問されてきたこれについて、どう判断をするかということであろうかと思いません。</p> <p>これについて今回結論を出していただけないということになりますと、これは次回、ですから7月以降の問題になってきます。</p> <p>それで、この問題をどのように判断されるのかということについては、審議会のほうでご検討いただきたいと思いますが、こういった協定を結ぶに当たってどうするかということについては、今日こんなご議論があったということについては、重々教育委員会のほうに、私ども事務局からもお伝えしていきたいと思いますが、いわゆる審議会としては、この諮問と報告について、どう扱うかということの中で、客観的に判断させていただければと思います。</p>
会 長	<p>それでは、もう時間もきておりますので、諮問6、7、8、9、これはいまのご意見を早速利用させていただくと、外部提供の問題なんですね。そういった、本人同意以外に外部提供するということで、非常に慎重に項目としても取り扱うべき性質のものだから、区長として、十二分に考え、その趣旨を教育委員会にも伝えてほしいといったようなことを付して、諮問決定ということではいかがでしょうか。</p>
委 員	<p>反対です。</p>
会 長	<p>はい、反対の方いらっしゃいますか。4人。</p>
委 員	<p>諮問8も含めてですか。</p>
会 長	<p>全部です。では反対の方が5名ということで。</p>
委 員	<p>諮問8だけが5名になるんですよ。</p>
会 長	<p>そうか、諮問8だけです。</p>
委 員	<p>諮問8だけが5名です。</p>
会 長	<p>すみません。では6、7、9が反対4。諮問8が反対5。それで決定ということにいたします。</p> <p>報告7、8については、報告を受けたということにいたします。</p> <p>だいぶ時間が経ってしまって、ここで休憩してまた諮問35について議論するとなると、5時までに終わらない場合もありますが、途中でご用のある方は、5時までですが、適宜用を足されるというようなことがあっても構いませんから、5時まで続行したいと思います。だいぶ時間がかかってしまって申しわけないのですが。</p> <p>これについては、一応文章を、従来どおりにこの諮問1から9まではつくっていただくということで、あとの附帯の文書は、後で私どものほうに任せていただけますでしょうか。</p>
(異議なし)	

会 長	ここで休憩したいというご意見もあるのですが。それでは 35 分まで休憩ということにいたします。
(休憩)	
会 長	再開いたします。既に関係資料として、「個人情報保護制度の検討項目」という資料4、「個人情報保護の基本方針」という資料5が事前にお配りしてあると思います。これについて事務局のほうから説明をと考えております。あまり時間もないので、簡単をお願いいたします。 説明の後に、今後の議論の手順をどうするか。最初に申し上げたように、来年4月1日に法律が施行になるとすると、その前に条例をつくらなければいけない。そうすると、その条例をつくるためには、区議会を通らなければいけないわけですから、遅くとも10月の審議会で答申を出さないと間に合わないということになるようです。そういう時間的な問題がありますので、今後審議会の進め方についての討議もお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。
法規担当課長	諮問の35は資料の4、5をお配りさせていただきました。その前にお知らせですが、皆様に私どものほうからご提案がございまして、お話をさせていただきたいのですが、こちらの審議会の諮問の仕方ですが、制度発足以来、こういう形で諮問に付すということで、皆様方にお示ししてまいりました。 前回のご議論があって、本日、こういう登録票の資料をお付けしてありますが、実はこの帳票と登録票がほとんど同じなのです。若干、帳票に不足しているものがあるのですが、ほとんど同じです。こちらの報告用の帳票は、実は審議会用に事務局のほうで作成しておりまして、ただ管理している、保管しているというだけで、ここでご承認いただいた、あるいは報告させていただいたものをこういう形で登録票として作りまして、これを縦覧していくということにしております。 ちょっと、分量も多いということもあるのですが、この帳票に代えて、こちらの登録票、この案という形で、お諮りさせていただいてよろしいかどうか。内容はほとんど同じで、ちょっと足りないところがありますから、それをこちらの登録票の様式を変更して、これまでこちらでおかけしている情報は、すべてこちらに載せるということで、審議の資料としては、こちらを付けさせていただいて、ご審議、ご報告をさせていただけないかというご提案なのですが、よろしいですか。
委 員	帳票の網掛け部分が、先ほどご質問にちょっと誤解があった。これは特に網掛けする必要はない。ないほうがスマートで、いいんじゃないかと思います。網掛けを取ってしまったらどうでしょうか。
法規担当課長	それは一向に構いません。
会 長	そういう形で今後は今日の流れでいくと、「報告・諮問」というのは、登録票という形で今後は提案されるということになるかと思うのですが、よろしゅうございますか。
(異議なし)	
会 長	それでは。
法規担当課長	ではそのようにさせていただきます。ありがとうございました。
会 長	それではお願いします。

法規担当課長	<p>内容が大変多岐にわたっております。既に昨年 10 月に、諮問 35 で諮問させていただいて、一部ご意見を頂戴しました。その後、積み残しの部分がありましたので、今回改めて、全容を示させていただいております。</p> <p>資料 4 が「検討項目と課題」、それに対応して「各論」となっている 50 頁のものが、その課題ごとにどんな論点があるのかということで、論点の整理をしたもので、これを参考にさせていただければということでお配りしてあります。</p> <p>今回は、特に実施機関といいますが、区側の明確な考え方というか、それはまだお示ししておりません。ちょっとスケジュールのほうを先に申し上げて恐縮ですが、個人情報保護 2 法の施行が来年 4 月と決まりました。それに合わせて、例えば条例の施行をするということを見ると、遅くとも来年第 1 回、条例改正が必要だということであればという仮定の話ですが、来年の第 1 回区議会定例会に議案としてお出ししなければ、そして議決いただければ、来年の 4 月施行になるということで、逆算すると、パブリックコメント等も必要になってきますし、条例案の制定、作成にもある程度時間がかかりますので、ちょっと冒頭で会長からもお話がありましたが、ご意見として、条例を改正するかどうかというのはその後の話になりますが、いわゆる制度に関するご意見としては、できれば 10 月くらいまでにいただければということで考えているところです。</p> <p>では、資料についてご説明いたします。[説明内容は省略]</p>
会 長	<p>諮問 35 というのは、改めて申し上げるまでもないかと思いますが、「区の個人情報保護制度の基本的あり方と杉並区個人情報保護条例において改正すべき事項について」という諮問なのです。それが、集約的に言えば、第 10 項になるということになるかと思うのですが、それを時間的にいうと、10 月までにまとめるということです。</p> <p>それでその手順をどうするかですが、次回までに、これは私の提案で、いろいろご意見もあるかと思いますが、学識経験者の委員ほうで、原案を作りたいと思うのです。それを 7 月に提案して叩き台にさせていただく。</p> <p>もう 1 つは、今日、この 10 項目が出ているので、委員の皆さん方からこの 10 項目について、それぞれご意見を出していただければ、それをまた併せて 7 月に検討する。それから、実施機関としての区のほうも、区なりのご意見が当然おありのことだと思しますので、それも出していただく。</p> <p>それで、基本的には学識経験者の委員が出したものと、区のほうが出したものとをまとめてものが叩き台になるかと思うのですが、それを 7 月、10 月でやって結論を出すというのではいかがでしょうか。もっとうまい案がありましたら。</p>
委 員	<p>期日を切って各委員の意見を事務局で集約するような方法をとってもらったら、時間的にいいんじゃないですか。だから、回答のフォームとか用紙は事務局で各委員に配布して意見をまとめるということのほうが、時間の節約になると思うのですが。</p>
会 長	<p>事務局のほうで、1 から 10 までについて記入する方式。</p>

委員	<p>回答フォームを統一してもらって、用紙も早く作ってもらって、いつまでに出してくれということ、事務局でまとめればいいんじゃないですか。</p> <p>ただし、正式に発表する中身については無記名にして。開示する用紙は記名でも構わないと思いますが。</p>
会長	<p>そのほうが確かにうまくいくように思われますが、そういうことでよろしいですか。</p>
(了承)	
会長	<p>それでは、なるべく早く、いますぐいつまでに事務局で作れるということとは言えないと思うので、なるべく早く、皆さんのお手元にそれをお送りする。それで我々のほうも、なるべく早く。</p> <p>よろしいでしょうか、学識経験者の委員の方は、よろしいですか。</p>
委員	<p>いまのご意見は、委員の方々のご意見をいただいて、我々がやらせていただくとすれば、それを踏まえて討議したいと思うのです。それとは別に、この討議はちょっと難しいですね。</p>
会長	<p>時間的にいうと。</p>
委員	<p>早くいただいて、そしてやれというならばお手伝いさせていただきます。もう1つ、会長がおっしゃったことで気になるのは、並行して区側の意見をというのですが、審議会ですから、審議会としての意見を出して、あと、区側で実務的にそれがどのように処理したらいいかということで、後から区のほうの意見を聞くという形になるかと思うのです。並行してという、食い違ったらどうするかというのは。</p>
委員	<p>2段階に分けたらいいでしょう。最初は、委員の意見をまとめる。それに基づいて、第2段目に区側の考えも出すというふうにすれば、いいんじゃないですか。最初から区側の意見を出しても、これは審議の対象にはなりませんからね。2段階構えていけばいいのではないのでしょうか。</p>
会長	<p>それではこうしましょう。委員の方々のご意見をなるべく早く頂戴して、それに基づいて学識経験者の委員の案をまとめる。それで7月はやる。その後、区の意見を。</p>
委員	<p>区の意見は、7月の審議会で討議した後、実務的な面から整理していただく。</p>
会長	<p>なるほど、実務的な面からですね。</p>
委員	<p>そうです。</p>
会長	<p>はい。なるほど、それならいいですね。</p>
委員	<p>あくまでも審議会ですから。</p>
会長	<p>はい、わかりました。よろしいですか。</p>
法規担当課長	<p>それではそのように、なるべく早く作りまして、お送りさせていただきますので。</p>
会長	<p>それではそういうことで、7月のいつになるか。先ほどちょっと検討したのですが。</p>
法規担当課長	<p>次回は7月の26日、月曜日の午後の2時開始でお願いいたします。</p>
会長	<p>よろしゅうございますか。</p>
(異議なし)	
(答申案配布)	

会 長	いまお手元に配布されたのは、答申の案文ですが、これでよろしゅうございますか。
	(異議なし)
会 長	はい、それではこれで決定ということで、区長のほうに送付することにいたします。だいぶ長時間にわたってしまったのですが、他に何かございますか。事務局のほうもございませんか。
法規担当課長	ございません。
会 長	それではこれで本日は終了ということにいたします。どうもありがとうございました。